

保険料率の決め方

国民健康保険は、都道府県と市町村が共同で運営しています。神奈川県内の国民健康保険全体の費用（保険給付費等）の一部について、「国民健康保険事業費納付金（＝納付金）」として県から各市町村に示されます。市町村では、県から示された納付金等の一部をまかなうために必要となる保険料総額に基づき保険料率を決定しています。

なお、保険料率を決定する際には、保険者支援制度（※１）など、市の一般会計からの繰入等を行い、保険料の負担緩和に努めています。

＜【支出】県全体の国民健康保険の費用＞		＜【支出】市町村での国民健康保険の費用（※３）＞	
保険給付費	後期高齢者支援金 介護納付金	納付金	
＜【収入】費用をまかなうための財源＞		＜【収入】納付金をまかなうための財源＞	
前期高齢者交付金（※２） 国・県からの公費等	納付金	国・県からの公費等	保険料総額

(1) 医療分（基礎賦課額）

医療分の保険料は、本市国民健康保険加入者に係る保険給付費等の一部に充てるため、納付金として神奈川県に納めるために必要な費用等です。

保険料賦課総額（※３） 約560.6億円	
所得割総額 （60％）	被保険者均等割 総額（40％）
÷	÷
一般被保険者の 基準総所得金額 約3,964.25億円	一般被保険者の 見込人数 559,835人
↓	↓
保険料率（所得割） 8.49％	保険料率 （被保険者均等割） 40,060円

(2) 支援分（後期高齢者支援金等賦課額）

支援分の保険料は、後期高齢者医療制度の費用（後期高齢者支援金等）の一部に充てるため、拠出金として社会保険診療報酬支払基金に納めるために必要な費用です。

保険料賦課総額（※３） 約183.4億円	
所得割総額 （60％）	被保険者均等割 総額（40％）
÷	÷
一般被保険者の 基準総所得金額 約4,136.90億円	一般被保険者の 見込人数 559,835人
↓	↓
保険料率（所得割） 2.66％	保険料率 （被保険者均等割） 13,110円

(3) 介護分（介護納付金賦課額）

介護分の保険料は、介護保険制度の費用（介護納付金）の一部に充てるため、納付金として社会保険診療報酬支払基金に納めるために必要な費用です。
介護保険第２号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が対象です。

保険料賦課総額（※３） 約76.7億円	
所得割総額 （60％）	被保険者均等割 総額（40％）
÷	÷
40歳以上65歳未満の 被保険者の 基準総所得金額 約1,637.04億円	40歳以上 65歳未満の 被保険者の 見込人数 200,137人
↓	↓
保険料率（所得割） 2.81％	保険料率 （被保険者均等割） 15,340円

※１ 保険者支援制度 … 保険料負担を緩和するために、国・県・市が負担する制度

※２ 前期高齢者交付金 … 前期高齢者（65～74歳）に係る医療費の負担均衡を図るために分配される交付金

※３ 事務費・人件費を含まず、特定健診・保健指導に要する費用を含みます。

収入の申告と低所得世帯の被保険者均等割額の減額

保険料額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、医療分、支援分及び介護分それぞれの被保険者均等割額の７割、５割又は２割を減額（低所得世帯軽減）します。
世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません）及びその世帯に属する被保険者全員（特定同一世帯所属者（※１）を含む）の総所得金額等の合算額（※２）により判定しますので、収入状況が不明な方がいる世帯については、減額できません。このため、前年又は前々年中に収入が全く無かった方又は非課税所得のみの方についても、「市民税・県民税申告書」又は「国民健康保険の収入申立書」の提出が必要な場合があります。
なお、この判定は原則、４月１日の世帯構成で行います。

※ 減額されている場合、国民健康保険料額決定通知書の「５ 保険料算定基礎」にある保険料算定対象期間の「減額割合」の欄に、７、５又は２の数字が記載されています。

均等割の減額割合	法令により定められた所得基準 《令和６年中の総所得金額等の合算額（※２）》
７割減額	43万円＋10万円×（給与所得者等の数（※３）－１）以下
５割減額	43万円＋30.5万円×被保険者数（※４） ＋10万円×（給与所得者等の数（※３）－１）以下
２割減額	43万円＋56万円×被保険者数（※４） ＋10万円×（給与所得者等の数（※３）－１）以下

（※１） 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方のことです。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合等には、特定同一世帯所属者ではなくなります。

（※２） １ページ目の①～⑩の所得金額の合計です。なお、「基準総所得金額」の計算と異なり、分離課税分の土地建物等に係る短期（長期）譲渡所得については、特別控除適用前の額となります。ただし、事業主が（青色）事業専従者に支払った青色専従者給与額又は事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、（青色）事業専従者が事業主から支払を受けた給与は無いものとしします。さらに、65歳以上（１月１日現在）で公的年金所得がある場合、税法上の公的年金等控除とは別に、15万円を控除した額を公的年金等に係る所得金額とします。

（※３） 世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません。）並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者（給与等の収入金額が５５万円超）と公的年金所得者（公的年金等の収入金額等が６０万円超（６５歳未満）又は１２５万円超（６５歳以上））をいいます。なお、表中の下線部分は給与所得者等の数が２人以上の場合のみ計算します。

（※４） その世帯に属する被保険者全員及び特定同一世帯所属者の合計数です。

未就学児の被保険者均等割額の減額（未就学児軽減）

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額が５割減額されます。また、上述の低所得世帯の被保険者均等割額の減額制度に該当する世帯については、減額後の均等割額がさらに５割減額されるため、未就学児の均等割額は、７割が減額される世帯で８.5割減額、５割が減額される世帯で7.5割減額、２割 が減額される世帯で6割減額となります。ただし、未就学児の均等割額が減額されてもおお世帯の年間保険料額が最高限度額に達するときは、最高限度額が保険料額となります。

※ 減額されている場合、国民健康保険料額決定通知書の「５ 保険料算定基礎」にある保険料算定対象期間の「減額割合」の欄に、Ａ（５割軽減）、Ｂ（６割軽減）、Ｃ（７.５割軽減）又はＤ（８.５割軽減）のアルファベットが記載されています。

子どもがいる世帯の被保険者である世帯主に係る所得割額の減額

19歳未満の被保険者がいる世帯に対し、被保険者である世帯主の国民健康保険料の軽減を実施しています（子ども世帯軽減）。詳しくは同封の国民健康保険料額決定通知書の裏面をご覧ください。

出産被保険者の保険料の減額（産前産後軽減）

世帯に出産被保険者がいる場合に産前産後期間について当該出産被保険者にかかる国民健康保険料の軽減を実施しています。軽減を受けるためには届出が必要になります。詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課にお問い合わせいただくか横浜市ウェブページをご覧ください。

その他の保険料の減免・軽減

- 保険料の減免について**
災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免を受けられる場合があります。また、社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方（65歳～74歳の方）が国民健康保険に加入した場合は、旧被扶養者減免を受けられる場合があります。詳細はお住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。
- 雇用変動（非自発的失業）による負担軽減措置**
勤め先の都合（事業不振による人員整理・倒産等）を理由に離職された方（離職日時点で6５歳未満の方）は、届け出により国民健康保険料額及び高額療養費等の自己負担限度額が軽減される場合があります。

国民健康保険料のしくみ

被保険者ごとに各保険料を計算し、合計したものが世帯全体の保険料となります。

医療分保険料 （限度額66万円）		支援分保険料 （限度額26万円）		介護分保険料 （限度額17万円）	
所得割額	基準総所得金額（★） × 医療分所得割料率 8.49％ （※8.83％）	所得割額	基準総所得金額（★） × 支援分所得割料率 2.66％ （※2.65％）	所得割額	基準総所得金額（★） × 介護分所得割料率 2.81％ （※3.08％）
＋		＋		＋	
均等割額	医療分 均等割料率（額） 40,060円 （※40,050円）	均等割額	支援分 均等割料率（額） 13,110円 （※12,460円）	均等割額	介護分 均等割料率（額） 15,340円 （※15,740円）

- 各欄の（※）内は、令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）の数値です。
- 医療分、支援分は全ての被保険者が対象で、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者が対象です。
- 介護保険法施行規則等で規定されている特定の施設（適用除外施設）に入所・入院されている方は、介護保険第２号被保険者の適用対象外となりますので、介護分保険料がかりません。施設に入所・入院又は退所・退院された方は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係へ必ず届出をしてください。

（★）基準総所得金額とは…

地方税法第3１４条の２第1項などで規定される次の ①～⑩ の所得金額の合計から「（市民税の）基礎控除額」を控除した金額となります（基礎控除以外の各種所得控除はされません）。ただし、分離課税分の土地建物等に係る短期又は長期譲渡所得は特別控除適用後の金額とし、退職所得を除きます。また、雑損失（災害や盗難等によって生じた損失）の繰越控除は行いません。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| ① 総所得金額 | ⑥ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 |
| ② 山林所得 | ⑦ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 |
| ③ 分離課税分の土地建物等に係る短期譲渡所得（特別控除後） | ⑧ 先物取引に係る雑所得等 |
| ④ 分離課税分の土地建物等に係る長期譲渡所得（特別控除後） | ⑨ 条約適用利子等及び特例適用利子等の金額 |
| ⑤ （申告分離課税を選択した）上場株式等に係る配当所得等 | ⑩ 条約適用配当等及び特例適用配当等の金額 |

※所得不明者を除き、被保険者の基準総所得金額を通知書（３ページ（*ク*）参照）に記載しています。

保険料などのお問合せは「横浜市国民健康保険臨時専用ダイヤル」でもお受けいたします

（※「個別の保険料額や納付相談等、個人情報に関わるお問合せは区役所保険年金課（決定通知書に記載されている番号）へ」「通知書の見方や手続き等の一般的なお問合せは横浜市国民健康保険臨時専用ダイヤルへ」）

TEL:045-577-4591 / FAX:045-577-4592

時間：9時～19時まで（土・日・祝日を除く 令和7年8月29日まで開設）

各区役所へのお問合せは、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までにお願いします。なお、第２及び第４土曜日は、午前9時から12時まで一部の業務を取り扱っています。

また、保険料の計算方法などについては、横浜市国民健康保険のウェブページからもご覧になることができます。

＜区へのお問合せはこちら＞ ＜保険料についてはこちら＞

【よくある質問】

Q1 勤め先の健康保険(社会保険)に加入中なのに、保険料額決定通知書が届いた。

A1 加入されていた期間の保険料額をお知らせしているか、国民健康保険をやめる(資格喪失の)手続きがされていない可能性があります。勤め先の健康保険(社会保険)に加入されても国民健康保険は自動的に資格喪失されませんので、お住まいの区の区役所保険年金課へお届けをお願いします。

Q2 収入が変わらないのに昨年と比べて保険料額が高くなっている。なぜか。

A2 40歳に年齢到達したことで、(国民健康保険の)介護分が発生した。収入が未申告となっており正しく計算されていない等の理由が考えられますが具体的な情報を確認させていただかないとわかりませんので、お住まいの区の区役所保険年金課へお問合せください。

Q3 保険料の納付が困難である。どこに相談すればいいか。

A3 具体的な納付計画等につきましては、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

(イ) 保険料の徴収方法を記載しています。

- **普通徴収** … 納付方法（口座振替又は納付書）を記載します。
- **特別徴収** … 特別徴収される年金の種別を記載します。

＜ 普通徴収について ＞

普通徴収は、保険料を口座振替又は納付書により納付する仕組みです。令和7年4月から令和8年3月までの保険料は、原則10回に分けて、令和7年6月から令和8年3月までの間に納付していただきます。なお、普通徴収は口座振替が原則です。

・口座振替の場合

□座振替をご利用の場合は、□座振替日（**オ**参照）の前日までに納付額を表示の□座にご用意ください。□座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。振替できなかった場合、納付書（督促状）が届きます。

・納付書の場合

毎月月末が納期限です。

納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

- 金融機関又はコンビニエンスストア、スマートフォンアプリのいずれかで納付ください。
- 納付書は、次のようにお送りします。

お送りする月	6月	7月	10月	翌年1月
お送りする 納付書枚数	2枚(※)	3枚	3枚	3枚
該当する納期	6月期分(※)	7・8・9月期分	10・11・12月期分	1・2・3月期分

※ 一部の世帯(※注意事項(2)参照)を除き、「6月期分の納付書」に加えて、年間分の保険料を一括で納付することができる「全期前納用納付書(6～3月期分)」の計2枚を送付します。

※注意事項

- (1) 年間分の保険料を一括（１枚）で前納できます。
年間分を一括で前納する場合は、全期前納用納付書（６～３月期分）のみを使用し、納付書（６月期分）は破棄してください。
- また、世帯の人数や、所得等に変更があった場合は追加の納付書の送付、又は還付となる場合があります。なお、年度途中で75歳に到達（後期高齢者保険制度に移行）する方がいる世帯で一括で前納した際は誕生日を迎えた後に保険料の再算定を行った結果、還付となる場合があります。
- (2) 全期前納用納付書が同封されない世帯について
- 10月から徴収方法が特別徴収になる可能性のある世帯について
- ４ページにある「特別徴収の要件」に該当する場合、10月から特別徴収となります。その場合、全期分を前納いただいても特別徴収は行われるため、全期前納用納付書（６～３月期分）を同封していません。特別徴収となる場合は、7月中旬に「国民健康保険料額通知書」によりお知らせします。

- 前年度が旧被扶養者減免の対象世帯について
今年度も同様に減免の対象となり、7～3月期の保険料が変更となる可能性があるため、全期前納用納付書（6～3月期分）を同封しておりません。減免となる場合は6月下旬に「国民健康保険料減免承認決定通知書」によりお知らせします。全期分の前納をご希望する場合は、お住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問合せください。

保険料額決定通知書の見方

(7) 世帯主に、その世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。

法令の定めにより世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合であっても、同じ世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者の分のみを算定した保険料を世帯主に請求します。同様に、保険料額決定通知書や納付書等も世帯主へお送りします。

[illegible]

年間に

(※) 世帯全体の、
年間に納付する保険
料の合計金額です。

令和7年度国民健康保険に加入している（いた）期間がある被保険者を記載しています。勤め先の健康保険（社会保険）に加入されても国民健康保険は自動的に喪失されませんので、その場合はお住まいの区の区役所保険年金課に届出をお願いします。

(ク) 被保険者ごとの保険料算定基礎を表示しています。

- 被保険者氏名 … 国民健康保険の被保険者のみ記載します。世帯主が国民健康保険の被保険者ではない場合、世帯主は記載されません。
- 基準総所得金額 … 保険料の所得割算定の基となる所得金額であり、所得状況が不明な方は表示されません。また、下段には非自発的失業軽減に該当している場合、「*」と軽減後の「基準総所得金額」を表示し、子ども世帯軽減に該当している場合、「コ」と軽減後の「基準総所得金額」を表示しています（子ども世帯軽減の詳細は保険料額決定通知書の裏面参照）。
- 保険料算定期間について
 - ・減額割合 … 加入期間の低所得世帯軽減の該当の有無を「0、2、5、7」のいずれかで記載しています。「0」の場合は該当なし、「2、5、7」の場合、その月は該当しています。また、未就学児軽減に該当する場合は、「A、B、C、D」のいずれかで記載しています。なお、産前産後軽減に該当している期間は、空白表示になります（※低所得世帯軽減及び未就学児軽減の詳細は6ページ、産前産後軽減の詳細はお住まいの区の区役所保険年金課にお問い合わせください）。
 - ・雇用軽減 … 非自発的失業軽減（6ページ参照）に該当している月に「*」を表示します。なお、産前産後軽減にも該当している期間は、空白表示になります。
 - ・介護分 … 介護分保険料をご負担いただく方については、該当する月に「*」を記載しています。なお、産前産後軽減に該当している期間は、空白表示になります。
- 種別の算出内訳について
 - ・所得割額、均等割額 … 被保険者ごとの所得割額と均等割額を「医療分」、「支援分」、「介護分」ごとに記載しています。均等割額は低所得世帯軽減や未就学児軽減に該当している場合、軽減後の金額です。
 - ・合算額 … 被保険者ごとの保険料を記載しています。世帯の保険料が賦課限度額に達している場合、この欄の合算額と、世帯全体の年間に納付する保険料の合計額が一致しない場合があります（賦課限度額については1ページ参照）。

(ウ) 普通徴収の場合の、納期ごとの金額です。

(I) 普通徴収の場合の、納期限です（口座振替日ではありません）。

(イ) 口座振替日です（納付書払い、特別徴収の方には記載されません）。
振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日が口座振替日となります。

(カ) 年金から特別徴収される場合の、納期ごとの金額です。

＜特別徴収（年金からの天引き）について＞

次のア～オの全てに該当している世帯が、原則、特別徴収の対象となります。

※「普通徴収」であった方が、以下の特別徴収の要件に該当する場合、令和7年10月から「特別徴収」に変わります（特別徴収となる場合、7月中旬に「国民健康保険料額通知書」によりあらためてお知らせします）。

【特別徴収の要件】

ア 世帯主が国民健康保険に加入している

イ 世帯主と他の被保険者の全員が65歳以上74歳未満

ウ 世帯主が公的年金（※）を年額18万円以上受給している

エ 世帯主の介護保険料が公的年金（※）から特別徴収されている

才 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金（※）受給額の2分の1を超えない

※ 複数の年金を受給されている場合は、政令で定める最も優先順位の高い年金から天引きとなります（老齢厚生年金を受給されている方でも、下記の公的年金が優先されます）。

対象公的年金の優先順	1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金及び遺族年金等
------------	-------------------------------------

【希望により、口座振替に変更することができます】

- ・変更には、手続（書類の提出）が必要です。
- ・法令の定めにより、納付書による納付を選択することはできません。
- ・口座振替に変更されるまで2～3か月程度かかります。
- ・ご提出の方法等、詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課保険係にお問合せください。

【年金から天引きされる時期など】

新たに特別徴収となる場合								特別徴収が継続する場合						
6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月		4月	6月	8月	10月	12月	2月	
普通徴収				特別徴収（本徴収）				特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			
口座振替又は 納付書による納付				$\left[\begin{array}{c} \text{年間保険料額の} \\ 1/2 \end{array} \right] \div 3$				前年度2月に天引きされた 金額と同額を年金から天引き （8月の金額は変更になる 場合があります）			$\left[\begin{array}{c} \text{年間保険料額} - \\ \text{仮徴収合計額} \end{array} \right] \div 3$			
				の額を年金から天引き							の額を年金から天引き			

- 次のいずれかの条件に該当した場合は、特別徴収が停止され、普通徴収での納付になる場合があります（条件に該当してから特別徴収が停止するまで、2～3か月程度かかります）。
- ・被保険者数や所得状況の変更等により、保険料額が減少した場合
 - ・年金の支払停止等の事情により特別徴収されなかった場合
 - ・国民健康保険料と介護保険料の合計額が、公的年金受給額の2分の1を超えた場合（7月期のみ）
- なお、一度特別徴収が停止された場合でも、翌年7月に特別徴収の対象の判定を行い、要件に該当した場合は、その年の10月から特別徴収が開始されます。

- 特別徴収で納付している世帯で、被保険者数が増えた場合や所得の変更により保険料額が増加した場合は、特別徴収で納付していただく保険料額に加えて、増額した分の保険料額を普通徴収にて納付していただきます。